刑法 出題趣旨

第1期 出題趣旨

薬物の取り違えた事例を故意論、錯誤論の知識を用いて処理できるかを問題で、自説とは異なる、ありうる法的構成について検討することで、故意論、錯誤論の理解が適切に出来ているかを試そうとしている。

第2期 出題趣旨

判例の事案と似た事例を素材として正当防衛(過剰防衛)の成否について検討させるなかで、 判例の動向を理解しながら、ありうる考え方を複数取り上げて適切に論じることができる 基本的な学力が備わっているかを見ている。

第3期 出題趣旨

詐欺罪の事例に則して、詐欺罪の構成要件を的確に理解したうえで事案処理ができているか、実行の着手時期を早めようとする際にどのような犯罪論上の問題が生じるかを正しく理解できているかを問う問題で、論述を通して法的議論の能力が備わっているかを試している。

第4期 出題趣旨

判例にあらわれた事案を加工した事例を素材として、保護責任者遺棄致死罪の成否を検討するなかで、保護責任の意義、不作為の遺棄・不保護という不作為犯の実行行為性を認めるため、検討すべき論点を適切に取り上げながら立論できるかという同罪の基本的な理解を試し、また、故意があることをどのように論証するかを通して、基本的な処理能力が身についているかを見ている。

第5期 出題趣旨

殺人罪が問題となる事例に則して、実行の着手時期をどの時点で認めるか、また着手時期を早める際にどのようにして殺人罪の故意を認めるかについて、理論的な枠組みを提示して的確に論じることができるか。これを通して法的思考力が備わっているかを試している。また、クロロホルム事件以降の判例の考え方について適切な理解を有しているかを見ている。